

市民の安全のための指針

(令和2年3月修正)

東大和市

目 次

はじめに	1
第 1 章＜目的＞	2
第 2 章＜犯罪の起きにくいまちづくり＞	2
第 3 章＜児童等の安全確保＞	4
第 4 章＜民間事業者によるまちの安全確保＞	6
第 5 章＜高齢者・障がい者・女性の安全確保＞	7
おわりに	8
指針の取り組み事項	9
参考資料及び委員名簿	11

はじめに

東大和市では、平成21年4月1日、市民の生活の安全に関する意識の高揚を図るとともに、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的に、「東大和市生活安全条例」を制定すると同時に、市、市民、事業者、関係団体、土地所有者等、関係行政機関各々による情報交換と必要な協議を重ねるため、「東大和市生活安全協議会」を設置しました。

その後、協議会の審議を経て、生活安全条例の目的を達するため、平成24年3月、「市民の安全のための指針」を策定しました。

指針策定後、社会情勢に伴い、犯罪の傾向や求められる治安対策が変化していく中で、本指針においても、現状に即した実施内容とすることが重要であるとのことから、令和2年3月、協議会による審議を経て、修正することとしました。

すべての市民の願いである、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を図るため、本指針に基づき、安全・安心に係る施策を推進していきます。

第 1 章 <目的>

東大和市生活安全条例の目的である市民の生活の安全(市民の生命、犯罪の防止、防犯の環境整備)を実現するため、市民の防犯意識の高揚を図り、市民、関係団体、関係行政機関等のそれぞれが防犯のための施策・目標を明確にし、安全・安心なまちづくりに取り組むことを目的とする。

第 2 章 <犯罪の起きにくいまちづくり>

1 市が行う市民の安全確保

市は、市民の生活の安全に関する意識の高揚と犯罪の防止に資するため、以下の方策を関係機関との連携により講ずる。

- 1 市は、民間事業者との協力体制を推進し、警察署等との緊密な連携を図る中で、広く市民に必要な情報を提供し、市民が犯罪に巻き込まれないための生活意識の高揚に努める。
- 2 市は、犯罪被害者に対する総合的な支援に努める。
- 3 市は、子ども・女性の連れ去り事件等の市民の生命に影響を及ぼすような事件の発生に備えた危機管理体制を構築する。
- 4 市は、社会のモラルやルール・マナーの向上を図るため、警察署・防犯協会等が行う、防犯に対する意識高揚のための市民対象の講習会などに協力・支援する。

- 5 市は、警察署、消防署等との連携を図り、テロ事件発生に備えた警戒訓練活動等に協力・支援する。
- 6 市は、犯罪の発生を未然に防止するため、まちづくりにおいて、犯罪の温床になるおそれのある場所に必要な措置を市民や事業者と連携して講ずる。
- 7 市は、青少年の集まるような公園・施設の照明等を点検するとともに、樹木の剪定・看板の撤去等道路・公園の見通しを警察署の協力を得て確保する。
- 8 市は、子どもの下校時等の見守り放送や防犯パトロール、庁用自動車への防犯ステッカー貼付など、市民が犯罪に巻き込まれないよう、広範な防犯啓発活動を行う。
- 9 市は、市民が自主的に組織し、防犯活動を行う自主防犯活動団体に対して、防犯活動用品の支給等必要な支援を行う。
- 10 市は、地域における防犯団体の組織化及び育成を推進し、自治会等と協力して防犯リーダーの育成に努める。
- 11 市は、事業活動中に防犯活動を行う事業所に対し、その活動を支援する。
- 12 市は、生活安全条例で規定した目的に沿った施策が必要と判断された場合は、積極的かつ迅速に対応する。

2 警察署による犯罪発生状況の情報発信と地域との連携

警察署は、市民の生命と財産を守り、犯罪のない社会づくりの主要任

務を市、防犯団体、市民及び民間事業者との協力により、以下の諸事業を講ずる。

- 1 警察署は、市内の犯罪を防ぎ市民生活の安全を保つため、東大和市における犯罪発生状況を、メールけいしちょう等を通じて、随時情報発信するとともに、安全パトロールなどを推進するなど、防犯活動の向上に努める。
- 2 警察署は、市と連携し、市民が犯罪に巻き込まれない施策を協働で推進する。
- 3 警察署は、特殊詐欺、ひったくり、侵入窃盗、強盗、性犯罪、自動車盗、子どもに対する犯罪、市民の生命、財産、人権を脅かす犯罪の防止をはじめ、飲酒運転撲滅等交通犯罪を抑制するための交通ルール遵守の啓発活動など、市や自治会など協力団体とともに、市内の安全に万全の対策を講ずる。
- 4 警察署は、市民の安全と市内の治安確保のため、市民、市、民間事業者、関係団体等の協力を得て、暴力団を排除する。

第 3 章 <児童等の安全確保>

1 学校における児童・生徒の安全確保

学校は、児童・生徒の安全を確保するために、学校生活中の児童・生徒の安全と通学路の安全に万全の方策を講ずるとともに、児童・生徒に

対する安全指導に努め、必要があると認めるときは、警察署や保護者、近隣住民及び地域で活動する防犯団体（自治会、自主防犯組織等）の参加を求め、協力して児童・生徒の安全対策の推進に努める。

また、児童・生徒への道徳教育やいじめ防止に関する取り組みなどを通じて、規範意識の育成の取り組みを推進する。

2 幼稚園・保育園等幼児施設における園児の安全確保

幼稚園・保育園等幼児施設は、不審者の侵入防止を図る設備や器材の設置と日常の安全確保を怠ることなく、特に園外での活動にあたっては、常に複数の教諭・保育士等による園児の安全確認を行う。

また、施設周辺の避難路及び避難先等を事前に定め、緊急事態における園児の安全確保の方法、警察署や保護者等への連絡体制等を整備する。

3 地域における児童・生徒の安全確保

地域で活動する防犯団体（自治会、自主防犯組織等）は、学校と連携を図り、通学路の安全確保、登下校時の見守り、「子ども110番」、「困ったときの救急ハウス」等を活用し、地域の児童・生徒等の安全を確保する。

また、自治会広報等における学校行事や連絡事項の周知を通じて、児童・生徒の地域における生活、遊び等の活動把握に努める。

4 児童館等児童福祉施設における青少年の安全確保

児童館等青少年が集まる児童福祉施設は、青少年が犯罪に巻き込まれることがないように、施設の安全管理に努め、指導者による安全講習会などを開催する。

また、緊急時における警察署や警備会社への通報訓練及び帰宅時の集団降所を勧める。

児童館等児童福祉施設の近隣住民や地域で活動する防犯団体等は、地域の清浄な環境を保持するとともに、児童館等に対して必要な情報提供や助言を行うなど、地域青少年の健全育成とあわせて、その安全確保に努める。

第 4 章 <民間事業者によるまちの安全確保>

市内の民間事業者(商業、工業、農業、建設業、運送業等すべて含む)は、自らの事業活動を進める上で市民の安全確保のため、以下の方策の実施に努める。

- 1 市内の民間事業者は、自らが管理する施設や土地等が犯罪発生の拠点とならないよう、常に適正な管理に努める。
- 2 市内の民間事業者は、警察との協力を図り、万引き等の犯罪行為の防止など店舗等の防犯対策に努める。
- 3 市内の民間事業者は、空き店舗への侵入による放火等の犯罪の発生を防止するために、安全パトロールや事業者が管理する街路灯

の保守・安全点検を実施するなど、事業者同士協力して環境整備に努める。

第 5 章 <高齢者・障がい者・女性の安全確保>

警察署、市、民間事業者、市民等は、とりわけ犯罪に巻き込まれるおそれがある高齢者・障がい者・女性の安全確保のために、以下の方策の実施に努める。

- 1 悪質販売や詐欺行為の被害から守るために、犯罪に遭いにくい環境整備に努め、高齢者や障がい者及びその家族に対して必要な情報提供を行い、生命及び財産の安全を確保することに努める。
- 2 高齢者や障がい者が日常生活の中で犯罪に巻き込まれないよう、社会福祉協議会等と連携して地域の見守り活動や、犯罪等による被害の防止に向けて効果的な啓発活動を行う。
- 3 つきまといや暴力行為に対する警察署等の相談窓口を充実させ、周知を図る。

お わ り に

ここに、「市民の安全のための指針」を作成しました。

市民の生活の安全を実現するためには、市民、関係団体、関係行政機関等それぞれが自主的に目標を定め、相互に連携して施策に取り組むことが重要であります。

特に、本指針の実効性を高めるためには、市民一人ひとりの自覚と協働意識が不可欠であります。

以上のことから、市民の皆様には、本指針の趣旨を十分理解され、各関係機関における各種の施策等に積極的な参加と協力をお願いするものです。

指針の取り組み事項

- (1) 市及び関係機関等が、指針各章で述べる内容に対応した各々の具体的な取り組み事項を列挙した。
- (2) この取り組み事項は、今後各関係機関及び生活安全協議会の中で実施状況等を確認し、その都度、精査していく予定。

第 2 章 <犯罪の起きにくいまちづくり>

1 市が行う市民の安全確保

公共施設の安全点検の実施、通学路及び公園等に防犯機器の設置、サスマタ等の防犯グッズの設置、防災行政無線による子ども見守り放送、庁用自動車への防犯ステッカーの貼付、市報・市ホームページに防犯記事を掲載、不審者情報の庁内への連絡体制、不審者情報について電子メールで配信、関係機関への協力依頼、防犯パトロール、公衆トイレの環境整備、子ども広場等公園の安全管理、街路樹の管理、樹木の剪定・雑草の除去、防犯看板の設置、歩行の安全のための道路整備、犯罪被害者に対する警察署・犯罪被害者支援センター等との連携による法律相談等の支援、防犯団体の組織化

2 警察署による犯罪発生状況の情報発信と地域との連携

地域の安全巡回、不審者取締り、金融機関・小売店舗への立ち入り、自主防犯組織への支援、犯罪防止のための啓発活動、防犯看板の設置

第 3 章 <児童等の安全確保>

1 学校における児童・生徒の安全確保

防犯ブザー・ホイッスルの貸与、教育委員会だよりに啓発記事掲載、セーフティ教室の開催、安全マップ作成研修会、防犯機器の設置による安全管理、子ども110番、スクールガードによる見守りの実施、スクールガード・リーダーによる巡回指導、ボランティア保険への加入、緊急連絡網の地域への協力要請、通学路の安全点検と見直し、防災行政無線による子ども見守り放送、不審者情報マップの作成、ネット犯罪から身を守るための学習、いじめ防止に関する取り組み

2 幼稚園・保育園等幼児施設における園児の安全確保

園児及び保護者等に対する安全啓発・避難訓練の実施、警察署・警備会社との通報システムの整備、教諭・保育士等への安全教育・啓発、施設周辺の安全情報の共有化、不審者の侵入防止を図る施設の整備、園児の散歩中の安全管理

3 地域における児童・生徒の安全確保

通学路・登下校時間の地域への周知・協力要請、緊急連絡網の地域への協力要請、スクールガード・リーダーによる巡回指導、スクールガード、学童交通養護ボランティアのボランティア保険加入、防犯パトロール(スクールガード、青色回転灯パトロールカー、ボランティア団体)、通学路の安全点検と見直し、防災行政無線による子ども見守り放送、

4 児童館等児童福祉施設における青少年の安全確保

児童への声かけ集団降所等の注意喚起、護身講習会等の実施、子ども110番、困った時の救急ハウスの設置、サスマタ等の防犯グッズの設置、低年齢児童の保護者による迎いの協力依頼

第 4 章 <民間事業者によるまちの安全確保>

防犯機器の設置、営業車等への防犯ステッカー等の貼付、従業員に対する防犯講習

第 5 章 <高齢者・障がい者・女性の安全確保>

警察署・金融機関等による情報提供及び啓発、地域における見守り・声かけ運動、地域の防犯活動、犯罪被害防止のための啓発・周知

参考資料及び委員名簿

○東大和市生活安全条例

平成21年3月31日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、生活の安全に関する意識の高揚を図るとともに、犯罪の防止に資するため、東大和市（以下「市」という。）、市民、事業者等の責務を明らかにし、もって、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活の安全 市民の生命、身体及び財産を犯罪から守るための活動の促進と環境の整備を図ることにより、市民が安全で安心して暮らすことができることをいう。
- (2) 市民 市の区域内に住所を有し、居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (3) 事業者 市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係団体 市の区域内において生活の安全に関する活動（以下「生活安全活動」という。）を自主的に行う団体をいう。
- (5) 土地所有者等 市の区域内に所在する土地又は建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、消防署等の行政機関をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 生活の安全に関する意識の高揚を図るための啓発に関すること。
- (2) 生活の安全に関する情報の提供に関すること。
- (3) 関係団体その他の生活安全活動を行うものに対する支援に関すること。
- (4) 市の管理する公共施設等に係る生活の安全に資する環境の整備に関すること。
- (5) 事業者及び土地所有者等に対する生活の安全に資する環境の整備に関する助言に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、児童、高齢者等に配慮するとともに、関係行政機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの生命、身体及び財産を犯罪から守るために必要な知識を習得し、安全の確保に努めるとともに、市が実施する前条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の責務)

第5条 関係団体は、生活安全活動の積極的な推進に努めるとともに、市が実施する第3条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行う施設等において生活の安全に資する環境の整備に努めるとともに、市が実施する第3条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において生活の安全に資する環境の整備に努めるとともに、市が実施する第3条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係行政機関の責務)

第8条 関係行政機関は、市、市民等に対し生活の安全に資する情報の提供に努めるとともに、市が実施する第3条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(生活安全協議会)

第9条 生活の安全に関する措置を総合的に推進するため、東大和市生活安全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○東大和市生活安全協議会規則

平成 21 年 3 月 31 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大和市生活安全条例（平成 21 年条例第 12 号。以下「条例」という。）第 9 条第 3 項の規定に基づき、東大和市生活安全協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の要請に応じて行う事務で次に掲げるものを所掌する。

- (1) 条例第 3 条第 1 項に規定する施策の推進に関する調査審議
- (2) 条例第 2 条第 4 号に規定する関係団体及び同条第 6 号に規定する関係行政機関との連携に関する協議

(委員)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、条例第 9 条第 2 項の規定により、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会の代表者 2 人以内
- (2) 東大和市老人クラブ連合会の代表者 1 人
- (3) 東大和市商工会の代表者 1 人
- (4) 東大和市防犯協会の代表者 1 人
- (5) 東大和市消防団の代表者 1 人
- (6) 東大和市私立保育園園長会の代表者 1 人
- (7) 東大和市立公立小中学校 PTA 連合協議会の代表者 1 人
- (8) 東大和市立小学校校長 1 人
- (9) 東大和市立中学校校長 1 人
- (10) 警視庁東大和警察署の職員 1 人
- (11) 東京消防庁北多摩西部消防署の職員 1 人
- (12) 東大和市議会議員 1 人
- (13) 東大和市の職員 2 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、その選任方法は、委員の互選による。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

東大和市生活安全協議会委員(指針修正期間)

区分	(任期)令和元年7月1日～令和3年6月30日	
	氏名	所属・役職
自治会の代表者	陣野原 佐江子	湖南自治会
	飯田 修一	東大和第一光ヶ丘自治会長
老人クラブ連合会の代表者	照井 信興	東大和市老人クラブ連合会長
東大和市商工会の代表者	小嶋 哲夫	東大和市商工会会長
東大和市防犯協会の代表者	池谷 金一	東大和市防犯協会会長
東大和市消防団の代表者	星野 誠	東大和市消防団長
東大和市私立保育園園長会の代表者	佐々木 晶堂	東大和市私立保育園園長会会長
東大和市立公立小中学校 PTA 連合協議会の代表者	齊藤 栄一	東大和市公立小中学校 PTA 連合協議会
東大和市立小学校校長	伊藤 誠治	東大和市立第二小学校長
東大和市立中学校校長	小野 隆一	東大和市立第二中学校長
警視庁東大和警察署の職員	丸山 和也	警視庁東大和警察署生活安全課長
東京消防庁北多摩西部消防署の職員	中村 学	東京消防庁北多摩西部消防署警防課長
東大和市議会議員	荒幡 伸一	東大和市議会総務委員長
東大和市の職員	吉沢 寿子	東大和市子育て支援部長
	田村 美砂	東大和市学校教育部長

市民の安全のための指針

発 行 平成 24(2012)年 3 月

令和 2 (2020)年 3 月修正

編 集 東大和市総務部防災安全課

〒207-8585

東京都東大和市中心 3 丁目 930 番地

電 話 042(563)2111(代)

FAX 042(563)5931